四日市市告示第２３１号

四日市市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和５年４月１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市緊急通報システム事業運営要綱の一部を改正する要綱

四日市市緊急通報システム事業運営要綱（平成元年四日市市告示第４０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用対象者） 第３条　緊急通報システムの利用対象者は、本市に居住する６５歳以上の高齢者又は４０歳以上６５歳未満の要介護者若しくは要支援者で、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 (1)　在宅において生活しており、属する世帯の状況が次のいずれかに該当する者 ア　ひとり暮らし世帯 イ　同居人が仕事等のために定期的及び継続的に長時間外出することにより、その間、その者一人になる状態がある世帯 ウ　同居人の全てが心身の障害等により緊急時の対応が困難な世帯 エ　同居人が仕事等のために定期的及び継続的に長時間外出することにより、その間、その他の同居人	（利用対象者） 第３条　緊急通報システムの利用対象者は、本市に居住する６５歳以上の高齢者又は４０歳以上６５歳未満の要介護者若しくは要支援者で、次の各号に該当するものとする。 (1)　ひとり暮らし世帯又は同居人の全てが心身の障害等により緊急時の対応が困難な世帯に属する者

の全てが心身の障害等により緊急時の対応が困難となる世帯 (2) 及び(3) （略） (4) 生計中心者の市民税が非課税である者	(2) 及び(3) （略） (4) 生計中心者の前年度の所得税が非課税である者

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第５条関係）

四日市市緊急通報システム利用申請書

年　　月　　日

四日市市長

申請者　住所　四日市市

氏名

次のとおり緊急通報システムの利用を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">対象者</td><td>住　　所</td><td colspan="3">四日市市</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td>男・女</td><td>生年月日</td><td>M･T･S　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>０５９－　　－</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所得状況</td><td colspan="3">①生活保護を受給　②市民税非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請理由</td><td colspan="3">・心臓病、高血圧など急な助けが必要
・その他
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話回線</td><td colspan="3">①NTT アナログ回線　②その他（　　）
※NTT アナログ回線以外の場合、緊急通報装置を利用できない場合があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">世　　帯</td><td colspan="3">①単身　②複数世帯（複数世帯の場合は下記もご記入下さい）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">同居者の状況</td><td>氏　　名</td><td>続柄</td><td>年齢</td><td>健康状態・身体状況など</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、要介護認定情報）を利用することに同意します。

年　　月　　日　　氏名（対象者）　　印

※自署の場合は押印を省略できます。

<table>
<tr><td>利用の適否</td><td>適・否</td><td>調査・確認者</td><td>．　　．　　高齢福祉課　　印</td></tr>
</table>

第２号様式を次のように改める。

第２号様式（第５条関係）

四日市市指令高齢第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

緊急通報システム利用決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった緊急通報システムの利用については、下記により決定したので通知します。

記

１　設置予定日

年　　月　　日

２　電話番号

※（１）　緊急通報装置設置予定日には、電話架設工事に伺います。
留守にしないでください。
（２）　事前に緊急通報装置の設置場所を決めておいてください。

第３号様式を次のように改める。

第３号様式（第５条関係）

四日市市指令高齢第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

緊急通報システム利用却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった緊急通報システムの利用については、下記により利用できないので通知します。

記

理由

備考欄

第４号様式を次のように改める。

第４号様式（第５条関係）

緊急通報装置使用貸借契約書

ひとり暮らし高齢者等の緊急時の連絡手段を確保すること等を目的として、四日市市（以下「甲」という。）を貸主とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）を借主として、次のとおり緊急通報装置使用貸借契約を締結する。

（貸与物件）

第１条　甲は乙に対し、緊急通報システム利用決定時に緊急通報装置等を無償貸与し、乙は次条以下の約定により、これを借り受け使用する。

（管理義務）

第２条　乙は、貸与された緊急通報装置等を適切に維持管理するとともに、その責めに帰すべき事由により緊急通報装置等を滅失し、又は毀損したときは、これによって甲が被った損害を賠償しなければならない。

（転貸等の禁止）

第３条　乙は、当該緊急通報装置等を他人に譲渡し、転貸し、担保に供する等の目的外に使用し、又は甲の承認を得ないで当該緊急通報装置等の設置場所を移転してはならない。

（貸与期間）

第４条　甲が緊急通報装置等を貸与する期間は、乙が緊急通報システムを必要としなくなったときまでとする。

（使用料の負担）

第５条　毎月の電話使用料については、回線使用料、度数料は乙の負担において、当該緊急通報装置等の保守点検料については甲の負担において支払うものとする。

（解除）

第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 緊急通報システムを必要としなくなったとき。

(2) 四日市市緊急通報システム事業運営要綱に違反したとき。

(3) 緊急時に対応可能な者が同居することとなったとき。

(4) 利用者が回線使用料又は度数料の負担を怠ったとき。

（緊急時の処置）

第７条　緊急通報によって出動した救急隊等が、救助のために必要上、乙の家屋等を破損した場合には、乙の責任で修繕するものとし、甲は、一切責任を負わない。

（報告義務）

第８条　乙は、あらかじめ設定した緊急通報先に変更があったとき及び緊急通報装置等が故障等により、使用不能となったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（協議）

第９条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれを１通所持する。

年　　月　　日

甲（貸与人）　　四日市市諏訪町１番５号
四日市市
四日市市長

乙（借受人）
住　所　四日市市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※自署の場合は押印を省略できます。

第５号様式を次のように改める。

第５号様式（第７条関係）

四日市市指令高齢第　　号
年　　月　　日

様

四日市市長

緊急通報システム利用解除決定通知書

年　　月　　日　付け　第　　号によって決定通知した緊急通報システムの利用を解除しましたので、通知します。

記

解除の理由

備考欄

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現に改正前の四日市市緊急通報システム事業運営要綱の規定により緊急通報システム利用の決定を受けている者は、改正後の四日市市緊急通報システム事業運営要綱の相当規定により緊急通報システム利用の決定を受けたものとみなす。

（健康福祉部高齢福祉課）